

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 7 号
兵庫県立大学工学研究科将来計画委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科将来計画委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、工学研究科及び工学部の将来に関して次に掲げる事項を審議する。

- (1) 工学研究科及び工学部の教育、研究の基本方針に関すること
- (2) 工学研究科及び工学部の制度、体系に関すること
- (3) 工学研究科及び工学部の教員組織に関すること
- (4) 工学研究科及び工学部の施設、設備等の整備に関すること
- (5) その他工学研究科及び工学部の教育研究に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 各専攻長

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、各専攻の専任教員で構成する。
- 3 専門部会の長は、専門部会構成員の互選により定める。

(教授会への報告)

第 8 条 委員長は、委員会の経過及び結果を工学研究科教授会（以下「教授会」という。）に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に第3条第1項第2号に掲げる委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。